

パブリックコメントの結果について

1. 意見公募手続の概要

○募集期間：平成27年12月18日～平成28年1月17日

○告知方法：報道発表、文部科学省ESDポータルサイト、
環境省ホームページ

○意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、電子メール、
FAX

2. 提出意見総数

99件

3. 提出意見の概要及び意見に対する考え方

別紙のとおり。

通番	提出意見	対応
1	文章の主語や実施主体が明確でない箇所があり、改善が必要ではないか。	1.(4)及び2.(1)で述べた通り、本実施計画は、「持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議(ESD関係省庁連絡会議)」が策定するものであり、一義的には政府としての行動計画として位置づけられていますが、その実施にあたっては、各ステークホルダーの自発的な取組を尊重しつつ、国全体として取組が浸透し、実践力が高まり、世界に発信していけるような施策を講じることとしております。 また、御指摘を踏まえ、一部文章の記載を見直しました。
2	本実施計画は関係省庁連絡会議において決定されるものであるが、記述全般に関係省庁の連携の視点が弱いのではないかと。また、各省庁が、それぞれの所管業界等に対してESDを普及する旨を記載すべき。	御意見を踏まえ、1.(4)に、各省庁が緊密に連携し、所管する分野におけるESDの普及・推進に努める旨を記載しました。
3	「ステークホルダー(利害関係者)」にかかる記載について、本文上統一すべき。また、本実施計画の推進や関連教育政策の遂行に当たり、「持続可能な開発のための教育円卓会議」の役割を整理するとともに、地域のステークホルダーが幅広く参画する推進体制を構築すべき。	御意見を踏まえ、「ステークホルダー」に記載を統一しました。 また、1.(4)の本実施計画の位置づけと実施体制の記述において、円卓会議のほか、適宜、パブリックコメント等により、ESDの推進に取り組む幅広い関係者の意見を聴取する旨を記載しました。
4	政府や国際機関、自治体、NGO、NPO、企業、メディア、市民などの主体がどのように連携すればよいのか、それぞれの役割を明確にするとともに、ESDが自治のあり方と市民の係性を問い直し、市民協働を促すものであることを明確にするべき。	各々の主体がどのように連携を進めていくかについては、各主体の活動目的や、地域の実情等を踏まえ、様々なあり方があるものと考えられることから、2.(1)で述べた通り、各ステークホルダーの自発的な取組を尊重しつつ、国全体として取組が浸透し、実践力が高まり、世界に発信していけるような施策を講じることとしております。
5	ESDが浸透するよう、自治体の条例や各種計画に位置づけるなど、自治体や教育委員会への指導を強化すべき。また、ESDに関する法整備について検討すべきである。	御意見を踏まえ、3. に、必要に応じて自治体の条例や各種計画に位置づけるなどの取組が期待される旨を記載しました。なお、ESDに関する法整備については、その必要性等を含め、引き続き検討すべき課題であるものと考えます。
6	NPOなど非営利セクターの活動基盤を強化するなどの支援を強化すべき。	いただいた御意見は、今後の施策立案の参考とさせていただきます。
7	記載が環境問題にシフトしていることから、国際理解や、人権、防災、文化(文化遺産を含む)、ジェンダー、レジリエンス、観光、第一次産業の役割、ESDを通じた地域振興等についても記載すべき。環境や人権、平和、国際理解などに限らず、持続可能性の観点から考えられる全ての活動がESDに含まれ得ることを明確にしてほしい。また、その観点から、「環境教育等」の「等」の内容について可能な限り言及すべき。	御意見を踏まえ、1.(1)に、各々の主体が持続可能性をどのようにとらえるかについては様々な考え方があり、それらの考え方を尊重しつつ、相互理解を深めていくことが重要である旨、レジリエンスの観点からもESDが重要である旨、3. に、持続可能な開発には、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっており、環境の保全、経済の開発、人権の尊重、社会の発展を調和の下に進めていくことが重要であることから、記載された政府の方針や取組例のみにとどまるものではない旨を記載しました。 環境教育等の記述につきましては、御指摘を踏まえ「ESD」と修正いたしました。
8	ESDが目指す主体的な学びや、教育上の意義、社会が変革することにより個人が変わる学習の充実等についてもっと強調すべき。	御意見を踏まえ、1.(1)に、現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出す等の変容をもたらす旨を記載しました。
9	日本が蓄積してきた災害や防災、復興の経験を生かすことがESDにつながることを明確にしてほしい。	御意見を踏まえ、1.(1)に、災害への備えという防災・減災の視点やレジリエンスの観点から、我が国の経験を国内外に生かしていくことからESDが重要である旨を記載しました。
10	ESDを活用して解決しなければならない課題として、公害があることを明記してほしい。	御指摘を踏まえ、3の政府の具体的な取組の中において、「公害資料館の活用」等に係る記述を追記しました。
11	ESDの名称は分かりにくいので、再検討すべき。	ESDの名称は、2014年11月に「ESDに関するユネスコ世界会議」が日本政府とユネスコにより共催されるなど、国内外で確立されていますが、各主体がESDに取り組む際においては、活動の趣旨や対象等を踏まえ、名称の扱いについて柔軟に対応することを妨げるものではありません。 例として、ESDに関するユネスコ世界会議の実施に当たり、ESDの考え方を普及するため、愛称を募集し、「今日よりいいアースへの学び」を決定しています。

通番	提出意見	対応
12	GAPの優先行動分野以外の視点も取り入れるとともに、優先行動分野同士を横断的につなぐ仕組みについて記載すべきである。	御意見を踏まえ、2.(1)に、各優先行動分野は相互に関係するものであり、取組の推進や後述する点検・見直し・評価に当たっては、適切に留意する必要がある旨を記載しました。
13	図表やポンチ絵を用いるなど、分かりやすい記載にしてほしい。	1.(4)及び3.で述べた通り、本実施計画は、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議(ESD関係省庁連絡会議)が策定するものであり、政府としての行動計画として位置づけられていることから、政府の方針や取組例を盛り込むことが必要です。その上で、本実施計画の策定後、ステークホルダー等の理解を促進するため、分かりやすい資料を作成することとしています。
14	取組例ではなく、政府の役割を記載すべき。	3で述べている取組例は、政府としての取組が、必ずしも本取組に限定されるものではないことを示していますが、他方で、本実施計画に盛り込まれた事項については、政府が着実に実施する役割を担うことが明確にされており、ステークホルダー等がESDを推進していく上での参考となることが期待されます。
15	ODA等国際開発に関する記述を含め、国際社会との連携に係る記述について例示がアジアに限定されているが、地球規模で問題を捉えるという観点からも、アジア以外にも触れるべきではないか。	御指摘を踏まえ、3.の(d)において、アジア諸国以外の連携事例を追記しました。また、4.(2)に、持続可能な開発のための2030アジェンダをはじめとする国際的潮流の動向等を注視し、必要に応じて本実施計画の見直しを検討する旨を記載しました。
16	ESDの学習指導要領の位置づけが不十分であり、総則や各教科での扱いを含め、明確に位置づけるべきである。	文部科学省においては、平成26年11月20日、中央教育審議会に対し、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問し、現在、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について審議が行われています。なお、本諮問においては、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に関連して、ユネスコが提唱する持続可能な開発のための教育(ESD)などの取組が実施されている旨が記載されています。
17	大学におけるESDの取り組みや、教員養成におけるESDの扱い等についても記載すべきである。	御意見を踏まえ、3.に、大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することを促進する旨を記載しました。
18	ESDに関連する教育施設や教育政策として、幼稚園、保育所、こども園、図書館やコミュニティ・スクール等についても触れるべきである。	御意見を踏まえ、3.a)に、学校種の違いや発達段階、学校経営上のその他の課題等を踏まえる旨、コミュニティ・スクール等の制度を活用してESDの推進に取り組むことも期待される旨に加え、社会教育施設の例としての図書館、公民館を記載しました。
19	「ESD活動支援センター(仮称)」の役割を整理し、明確にするべき。	御意見を踏まえ、3.c)において「ESD活動支援センター(全国・地域)」と明記するとともに、3.において「地域や分野を超えた横断的なネットワークを構築していく」という文言を追記しました。また、その運用に際しては、地域の多様な関係者の御意見を踏まえる必要があると考えられることから、3.c)において「地域の実態を踏まえた効果的な運用を図っていく」という文言を追記しました。
20	本実施計画としての達成目標を明確にするとともに、実施計画の点検と見直しのあり方について詳細を明確化すべき。	4で述べた通り、政府において、ESD円卓会議を活用するなどして、各ステークホルダーの取組状況を共有し、ESD関係省庁連絡会議において本実施計画に基づく施策の進捗状況の点検・見直しに努めることとしています。
21	本実施計画は政府としての取組を記載するものであり、各主体に取組の点検を求めることは不合理である。	4で述べた通り、GAPにおいて、行政、NPO/NGO、公益法人、企業、メディア、学校、個人など、関係する全てのステークホルダーが、5つの優先行動分野の下に活動を発展させることが推奨されていることから、各ステークホルダーが、優先行動分野に沿って自主的・主体的な点検を行うことが望ましいものと考えており、その際は、各ステークホルダーの自主性・主体性を尊重することが重要であるものと考えます。
22	各主体が実施計画の点検を行うに当たり参考となるチェックリストを作成してほしい。	4で述べた通り、政府において、ESD円卓会議を活用するなどして、各ステークホルダーの取組状況を共有し、ESD関係省庁連絡会議において本実施計画に基づく施策の進捗状況の点検・見直しに努めることとしており、具体的な点検のあり方について検討することとしています。